

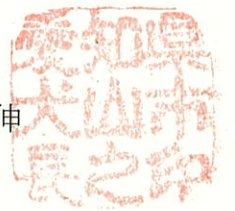
犬山市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、犬山市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは令和7年9月22日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるとき、令和7年9月22日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年8月21日

犬山市長 原 欣 伸



1 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

自 令和7年8月22日
至 令和7年9月22日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

犬山市役所 経済環境部 産業課
犬山市大字犬山字東畑36番地